消費税の届出はお済みですか?

新たに課税事業者になる方

個人事業者の方で、新たに課税事業者(消費税の申告・納付が必要な方)となる場合には、納税地の所轄税務署長に「消費税課税事業者届出書」(基準期間用)を提出する必要があります。

平成 26 年分において課税事業者となる方

平成 24 年分(基準期間)の課税売上高が 1,000 万円を超えている場合には、平成 26 年分は消費税の課税事業者に該当します。

平成24年(基準期間) 平成25年 平成26年(課税期間) 課税売上高1,000万円

基準期間における課税売上高が5,000万円以下の方は、簡易課税制度を選択することができます。 平成26年分から簡易課税制度を適用して申告する方は、平成25年12月31日までに、納税地の所轄 税務署長に「消費税簡易課税制度選択届出書」を提出する必要があります。

簡易課税制度とは

課税期間における課税売上げに係る消費税額に、事業区分に応じた「みなし仕入れ率」を掛けて計算した金額を課税仕入れ等に係る消費税額とみなして、納付する消費税額を計算する制度です。

※簡易課税制度を選択された方は、事業を廃止した場合を除き、2年間以上継続した後でなければ選択をやめることはできません。

なお、選択をやめる場合には、やめようとする課税期間の開始の日の前日までに、納税地の所轄税務署 長に「消費税簡易課税制度選択不適用届出書」を提出する必要があります。

注意事項

- 課税事業者の方は、**消費税法に基づく帳簿の記載が必要**です。
- 一般課税で申告される方(簡易課税制度の適用を受けない方)は、**課税仕入れ等の事実を記録した 帳簿及び請求書等の両方の保存がない場合、仕入税額控除の適用を受けることができません。**
- ※ 消費税の届出や、帳簿の記載方法等について詳しくお知りになりたい方は、国税庁ホームページ(www.nta.go.jp)をご覧いただくか、電話相談センターをご利用ください。電話相談センターのご利用は、所轄税務署へお電話いただき、自動音声にしたがって番号「1」番を選択してください。
- ※「消費税課税事業者届出書」や「消費税簡易課税制度選択届出書」等の各種届出書はe-Taxでも提出できます。 詳しい手続については、e-Taxホームページ(www.e-tax.nta.go.jp)でご確認ください。

が 素集して をだいま なだいま お無を問料募 資料請求 修士科 望するが 望する 願期 全科 望する科 修 望する科目を 教養学部 レ創 放送大学新潟学習センター 卒業を目指 募集する学生の種 计目履修 士選 0 科 な 授業を行う通 ビ 立 は目的で幅広り 合わ 履修 履修 市 5 2 5 間 送 等 がら学んで大学 30 両 平成26年2月2日0科目を履修) 科 てま、 科 目 周 (無料) \mathcal{O} 央区旭町 | | 2 | 8 目を 生 生 Ħ 生 生 生 年を迎えた放 放 8 1 2 2 ますの ま平 (1 年 送 $\widehat{1}$ 履 履 履 6 6 す 成 ° 26 修 修 修 ない世 信制 年 か か 通 お問い イ 間 詳年 間 月 月 1 など、 代 をの 在 在 在 4 番町754 在 大学で、 タ 0 おい月 日まで 合 一業した 1 Ĺ 気資入軽料学 方 わせ つが 学 ま ネ にを生